

令和5年5月31日

第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午前9時30分開会

○人権・男女共同参画課長 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。部長、よろしくお願ひします。

○生活文化政策部長 皆様、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。私は5月1日より生活文化政策部長に着任しました渡邊でございます。この前は選挙管理委員会事務局におりまして、4月の選挙が終わった翌週の着任でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

皆様方に日頃より世田谷区政全般にわたりまして様々な御理解、御協力を賜っていることを重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスも今月に入ってその位置づけが変わりまして、ようやく、少しずつですが、日常を取り戻しつつある時代になってまいりました。本会議においても、書面開催あるいはオンラインでの開催を余儀なくされてきたところでございます。そういう意味では、役所ではなかなかオンライン等電子機器の普及もままならないこともあったのですが、このコロナのおかげで会議の在り方も少しずつ変わってきているところもございます。今日は御足労をいただいているところでございますが、私からすれば、皆さんにお会いできたことを大変うれしく思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日は報告事項が3件ございます。多文化共生からは「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」素案の検討状況について御報告を申し上げることが1点、男女共同参画からは「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について、それから令和4年度の苦情申立て等の処理状況と今後の課題について、合わせて2件御報告をさせていただく予定でございます。委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りたく存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

短いですが、挨拶とさせていただきます。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。

会議開催に際しまして、3点お知らせがございます。1点目、この審議会は、傍聴を認め、公開で行います。2点目、審議会での議事について、議事録や当日の資料を区のホー

ムページなどで公開いたします。そのため、速記の事業者が入りまして録音をさせていただきます。3点目、内部の記録用といたしまして写真撮影をさせていただきます。以上の3点につきまして、御了承いただきますようお願いいたします。

また、本審議会は過半数の出席がなければ開くことができないと規定されておりますが、本日は、委員15名中、現在12名の方の御参加をいただいておりますので、会議は成立しております。また、傍聴といたしまして3名の方に御参加いただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に次第がございまして、おめくりいただきまして資料1、委員名簿、資料2-1、「(仮称)「世田谷区第二次多文化共生プラン」体系案、資料2-2、同プランの策定に向けた検討状況、資料3、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況、資料4、令和4年度の苦情申立て等の処理状況と今後の課題について、資料5、審議会及び各部会年間予定表、以上になります。不足のある方はいらっしゃいますか。

続きまして、次第2、各委員及び事務局の紹介に移らせていただきます。資料1の名簿を御覧ください。今期は令和4年5月31日からの2年間の任期になっておりまして、今日がちょうど2年目に突入する日になります。ですので、昨年度に引き続き同じメンバー、15名の委員の皆様にご議論、御意見をいただければというところで進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を御紹介させていただきます。

(事務局紹介)

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第3、議事に移らせていただきます。ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、議事に入らせていただきます。3の議事ですが、まず、報告事項(1)「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」素案の検討状況報告について」に入らせていただきます。このことについて、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 事務局より御説明いたします。

「(仮称)世田谷区第二次多文化共生プラン」素案の策定に向けた検討状況について、5月19日に開催いたしました多文化共生推進部会でいただいた御意見を反映した資料を御用意しております。資料2-1から御覧ください。

こちらが第一次プランの体系図をベースに、修正を赤字で表示したものとなります。まず、資料の左側、計画の概要につきましては、掲載の構成を第一次プランから少し変更したいと考えております。計画期間については、令和6年度から令和9年度の4年間としております。

資料中央から右にかけての施策体系のイメージにつきましては、まず、多文化共生プランの3つの基本方針について、部会から御意見をいただき、順番を入れ替えております。第一次プランでは、「基本方針1 地域社会における活躍の推進」、「基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現」となっておりましたが、2の誰もが安心して暮らせるまちの実現がまず基本にあり、外国人住民が安心して暮らせるようになったときに、次の1番、地域社会における活躍をしてもらえる、そのような流れに合わせて基本方針1と2を入れ替えております。

また、基本方針1の中では、言語的な不安の解消には情報の多言語化とともに、「やさしい日本語」が大きな役割を担っていると考えておりますので、「やさしい日本語」をあえて外出しにして、施策の②と併せて加えております。また、先日の部会からの御意見で、「やさしい日本語」については、まだ言葉自体が浸透し切っていない部分もございますので、言葉の説明を素案に向けて追加する予定にしております。

基本方針1の施策①につきましては、「外国人への日本語支援」としておりましたが、部会の中で、日本語支援が必要な方は自動的に日本語を母語としない方になるということで、あえて「外国人の」という文言を外出しにする必要はないのではと御意見をいただいておりますので、ここは取る方向で変更を加えております。

基本方針2では、地域活動、ボランティアの関係について記載しているところでございます。

右側の施策の「③外国人の区政への参画推進」というところでは、外国人の意見をまちづくりに反映できるよう、調査や意見交換会を行っているところですが、多文化共生については、外国人住民だけではなく日本人住民の意見や意識の把握が必要ということで御意見をいただいております。外国人、日本人、双方からの意見を反映して多文化共生の推進につなげていきたいと考えておりますので、ここは「区政への参画推進」と変更しております。

次に、基本方針3の「②学校における多文化共生に関わる国際理解教育の推進」というところですが、ここは国際理解教育だけでは限定的になり得るため、より広く捉えて、

「学校における多文化共生に関わる教育の推進」と変更しております。

その下、施策の③につきましては、国際交流・多文化共生活動団体への支援だけではなく、福祉など様々な団体の多文化共生、国際協力などを目的とした活動に対して広く支援を行いたいと考えておりますので、ここも表現を変更しております。

その下、推進体制につきましては、第一次プラン策定後にせたがや文化財団国際事業部、せたがや国際交流センターが新設されておりますので、体制に追加しております。

最後に、その右側の説明文においては、条例について触れたいと考えております。世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画に掲載の表現を基に、部会での御意見をいただき、同様の表現となるよう調整し掲載しております。

続いて、資料2-2を御覧ください。こちらは素案の策定に向けた検討状況の資料になります。まず、2ページ目、世田谷区第二次多文化共生プランの基本的な考え方を掲載しております。お時間の関係で概要だけお伝えさせていただければと思います。

策定の趣旨としましては、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区、区民及び事業者が一体となって多文化共生社会を推進していくために、平成31年に現在のプランを策定し、様々な施策を実施してまいりました。

在住外国人の数は、コロナの影響により一時減少しておりましたが、現在はコロナが発生する前の数を上回り、過去最多となっております。今後も外国人数の増加が見込まれるとともに、多文化共生の重要性がより高まっているところです。

多文化共生を取り巻く社会情勢が変化する中で、これに対応した新たなプランの策定に当たり、令和4年度に実施した外国人区民の意識・実態調査などから現状と課題を整理し、多文化共生をさらに発展させることを目的に、世田谷区第二次多文化共生プランを策定いたします。

(2)プランの位置づけです。ここにつきましては、昨年度、プランの策定時にお示したとおりですので、割愛させていただければと思っております。計画期間については、先ほど申しあげました4年間としますが、期間中に新たな計画に盛り込む事項など生じた場合には、必要に応じて見直しを行ってまいります。

おめくりいただいて、3ページから4ページにかけては、第一次プラン策定後の国、都、区の多文化共生に係る動きをそれぞれまとめております。

次に、4ページ中ほどから記載しております2番、基本方針・施策と課題についてです。(1)基本方針1の施策の①から始まっております。まず、つくりから御説明いたしま

すと、初めの黒い四角のところに令和3年度、令和4年度に文化・国際課、また出入国在留管理庁で行った調査の統計データから関係する部分を記載しております。

おめくりいただいて、次の黒い四角のところですか。毎年、部会で多文化共生プランの取組状況を御報告しております。そこでいただいた御意見を次の黒い四角のところにまとめております。

その下に、令和5年2月に書面開催いたしました多文化共生推進部会のプラン策定に当たっての論点などに関する御意見をまとめております。

その上で、第二次プランに向けて継続・強化する取組、また新たな取組として必要と考える要素を、次のページ、大きく四角で囲んだ中に方向性としてまとめております。

世田谷区が多文化共生プランにつきましては、3つの基本方針と、それを進めるための12の施策で構成されております。この方向性は18ページまで記載しているような状況でございます。

それでは施策ごとに、少し細かくなりますが、第二次プランに向けた方向性の案を御説明させていただきます。

4ページにお戻りください。(1)の①の多文化共生の地域交流推進です。方向性については6ページになります。方向性の1つ目ですが、調査から、日本人との付き合いがない理由や、交流活動に参加したいができない理由に言葉の問題が挙がっています。このことから、事業を実施する上で、まず言語的な不安の軽減が必要と考えております。

2つ目に、外国人を含め、誰もが参加しやすい参加できる事業展開として、コロナ禍を経て、現在も多くの方が利用するオンラインなど、状況に応じて工夫して各事業を実施することが必要と考えております。

3つ目です。せたがや国際交流センターとの連携・活用ができるよう、役割分担により事業を行ってまいります。

その次、②地域活動への参加促進についてです。おめくりいただき、7ページを御覧ください。方向性の1つ目です。ボランティアなど区の事業としては、外国人のみというよりは外国人を含むボランティア全体の活用を拡大していきたいと考えておりますので、「外国人に限らず、誰もが」という言葉で方向性を示しております。

2つ目に、ボランティアの機会があることを知ってもらうということが必要になると考えておりますので、周知に力を入れるとともに、関係所管に対する働きかけと連携についても、より強化していく必要があると考えております。

③外国人の区政参画促進についてです。方向性については8ページを御覧ください。1つ目に、外国人への調査や意見交換会など、これまで実施してきたものは引き続き実施しながら、そこで出た意見やアイデアについて、事業への反映ができないか積極的に検討を行ってまいります。

2つ目です。部会からの御意見により、多文化共生に関する事例や、外国人区民からいただいた意見を施策に生かした事例を公表するような参加へのモチベーション向上につながる取組の検討が必要と考えております。

3つ目です。多文化共生を推進するために、外国人区民のみならず、日本人区民の意識を把握する機会を設ける必要があると考えております。

次に、(2)基本方針2 誰もが安心して暮らせるまちの実現についてです。施策の①外国人への日本語支援についてです。おめくりいただき、9ページを御覧ください。方向性の1つ目及び2つ目をまとめて御説明いたします。調査の結果から、日本語学習に利便性を求める結果が出ておりました。学習ができる時間に限りがある方などでも参加できる、参加しやすい学習機会の提供と積極的な啓発を行ってまいりたいと考えております。

3つ目です。日本語教室への参加だけにとどまらない地域との連携により、次につながる日本語教育機会について検討し、拡充が必要と考えております。

4つ目です。国の日本語教育の推進方針等に基づいて、今年3月に公表されました東京都の「東京都における「地域日本語教育の体制づくり」のあり方」などを確認しながら、区の状況に応じた地域日本語教育の在り方についての検討が今後必要となっております。

次に、②行政情報の多言語化等の推進です。10ページを御覧ください。方向性の1つ目、2つ目をまとめて御説明いたします。調査から、言葉が分からないことに起因する困りごとが起こっているという結果が出ておりましたので、この結果を踏まえて、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」にのっとり多言語化、また「やさしい日本語」化を継続・強化していきます。

3つ目です。ヒアリング調査から、使用するフォントなどが見づらいということで幾つか御意見が出ておりましたので、外国人向けに、より分かりやすい情報を提供できるよう、ユニバーサルデザインによる情報発信に努めていくことも必要と考えております。

次に、③生活基盤の充実についてです。おめくりいただき、12ページを御覧ください。方向性の1つ目です。外国人が行政情報、生活情報を入手でき、また、様々な問題について相談できる窓口については、引き続き安定した運営を図ってまいります。

2つ目です。調査からは、日常生活で困ったことはないと回答する方が4割に上っておりますが、それぞれの分野別で見ますと、一定数の困りごとを抱える声がそれぞれ上がっている状況です。分野ごとに区で実施できる取組については関係所管に働きかけて、取り組める事業の検討を行ってまいります。

3つ目です。就労支援など区では十分なアプローチが難しい事業もございます。区で難しい部分については、国や都の制度がございますので、その制度を的確に案内ができるよう情報収集に努めながら、周知・啓発も必要と考えております。

次に、④災害等に対する備えの充実です。おめくりいただき、13ページを御覧ください。ここについては、調査の結果から、災害時の課題として、情報発信と情報の多言語化が挙げられます。これまで行ってきた防災訓練や防災情報の提供は継続・強化するとともに、情報の多言語化については、既に多言語化された情報を国や都、区でもたくさんつくってございます。災害発生時にこの情報が十分に活用できるように、情報の収集・整理と、職員や区民への啓発強化が必要と考えております。

次に、⑤ICTを活用した環境整備についてです。14ページを御覧ください。1つ目に、調査結果から、外国人の情報入手においては、特にホームページからの情報収集に対するニーズが高くなっております。一方で、情報にたどり着けない、「やさしい日本語」では発信が少ないなどの声もあります。引き続き、区のホームページを中心に、「やさしい日本語」や写真、イラストなどを活用して、情報にアクセスしやすい環境づくりを進めていく必要があると考えております。

2つ目に、これもせたがや国際交流センターと連携して、SNS等をさらに積極的に活用しながら、情報を発信できるよう強化を図ってまいります。

次に、基本方針3、①多様な文化を受け入れる意識の醸成です。おめくりいただき、16ページを御覧ください。偏見・差別が減っていると感じる外国人の割合は、調査の結果では徐々に増えてきております。一方で、偏見・差別を感じたことがよくある、時々あると答えた外国人が約46%います。部会での御意見をいただきましたが、実際の経験や、人権についての学習を通じた多様な文化を受け入れる意識の醸成について、取組を継続・強化していく必要があると考えております。

②学校教育における多文化共生に関わる国際理解教育の推進です。ページの一番下を御覧ください。ここでも部会から御意見をいただきまして、外国語教育などの国際理解教育だけではなく、人権の視点に立った多文化共生の教育が必要ということで、まず教員に向

けた人権教育研修が世田谷区教育ビジョンに掲載されており、取組が既に始まっております。このような学校における人権の視点に立った多文化共生の意識を醸成する取組を進めていく必要があります。

次に、③多文化共生・国際交流活動団体の支援です。おめくりいただき、17ページを御覧ください。平成7年度から、世田谷区国際平和交流基金を活用して多くの団体への助成を行ってまいりました。この事業を周知・継続しながら、国際交流団体の活動のみならず、福祉など様々な団体の多文化共生、国際協力などを目的とした活動に対しても広く支援を行ってまいります。

最後に、④不当な差別的取扱いへの対応です。同じページの一番下の四角囲みを御覧ください。ここでも調査の結果から、差別を受けたが相談していないという方が46.8%という結果が出ておりました。安心して相談できる窓口体制の整備については引き続き関係所管と調整するとともに、窓口があること、また苦情申立ての制度があることの周知について強化する必要があると考えております。

次に、18ページ中ほどを御覧ください。3の数値目標についてです。現在、第一次プランに掲載されている調査項目について、より適切な表現に変更を行いたいと考えております。また、第一次プランの目標数値と実際の実績に大きな乖離が見られます。より実現可能な数値への見直しとして案を掲載しております。

項目については、まず(1)では、「多文化共生施策が充実していると思う区民の割合」について、施策が充実しているというよりは、施策を行った結果、多文化共生につながっているかどうかというところが大切と考えておりますので、「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」と変更しております。

(2)につきましては、参加が促進されているというところで、区民にとって促進されているかどうか、つまり進めるように促されているかどうかというところについては、細かく言えば分からない部分と思われると考えておりますので、先ほどと同じく、結果として進んでいるかどうかを測るほうが適当と考えておまして、ここも変更を加えております。

裏面の(2)の2つ目ですが、ここについては、部会でいただいた御意見から、方針が「偏見・差別の解消」と記載しているのに対して、調査項目の表現が「誤解や偏見」となっておりますので、表現を合わせて修正しております。

また、偏見・差別が解消される、イコールなくすというよりは、減少していると思う割

合を聞くのが現実的だと考えておりますので、ここも変更を加えております。

検討状況についての説明としては以上ですが、先日の多文化共生推進部会でいただいた御意見について、2点ほど検討事項が残っておりますので、この部分を併せて御説明させていただきます。

1つ目です。資料2-2、9ページの6行目からです。日本語支援に加え、自分の母語あるいは継承語に触れる機会を創出できるような取組について、方向性として触れられていない旨、御意見をいただいております。現在、プランの素案に向けて、記載できる部分の検討を行っております。この点につきましては、引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

2つ目です。同じ資料の18ページ、(4)の一番下の黒丸についてです。これはプラン全体に関わる内容ですが、「外国人」という呼び方をなくす方向の検討について御提案いただいております。事務局としては、委員からいただいた御意見のとおり、利便性という部分で、読んだ方に分かりやすく伝わるということが1つ重要なポイントだと考えております。現行プランには補足として、「外国人等」は、外国籍を有する者及び外国にルーツのある日本国籍を有する者等を含むとともに、計画の中では、国籍、民族等の異なる全ての人々を対象としています」と注釈を入れております。部会を経て、このような注釈は必要だけでも、「外国人」という言葉を使用すること自体はやむを得ないという御意見もございまして、この部分については、一旦現行のまま素案に向けて進める予定ではございませんが、部会当日、御意見をいただいた委員の方が御欠席だったということもあり、改めて、「外国人」という表現について、どのような印象をお持ちなのか、背景にあるものも含めて委員から御意見を伺いながら、引き続き検討したいと考えております。

長くなりましたが、説明としては以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。ただいま世田谷区第二次多文化共生プランの策定に向けた検討状況について御報告をいただきました。まだ検討中のことも含めまして御報告いただいたと思います。では、今の御説明につきまして、御質問、御意見などありましたらお願いいたします。特に、男女共同参画推進部会のほうの方は、検討状況について知るのはこれが初めてという方もいらっしゃると思いますので、ぜひこの機会を生かして質問などお願いいたします。もちろん、多文化共生推進部会のほうの方もお願いいたします。いかがでしょうか。

ポイントは最初の体系案のところはかなり示されたと思います。1と2をひっくり返し

たらどうかという御意見が出ているということで、今の検討状況の中の説明では、第一次プランに基づいて、元の形で御説明いただきましたが、第二次プランではこれが変わる可能性があるということですね。それぞれについての方向性については、四角に書いた部分で、こういう方向で検討しているということも御説明いただきました。

もう一つは、「やさしい日本語」ということがポイントなのかな。多言語だけではなく、「やさしい日本語」のいろいろな広報も充実させていく必要がある。多言語といたしましてもいろいろな言葉がございますので、切りがありませんが、抜かされてしまう少数の国の方もいらっしゃる。母語がそこに入っていない方も多いと思いますので、「やさしい日本語」であれば十分分かるということだと思います。

あと、ポイントが幾つかございましたが、後のほうで検討として大変大きな問題、呼称は外国人でいいのかということなどもかなり議論に上がっているという御説明もいただきました。何かございますか。いかがでしょうか。

○委員 質問ということではなくて、私は、ふだん地元の小学校とか、人権擁護委員として依頼を受ければ人権教室ということで伺っています。一方で、行政に関する御相談をお受けすることも多々ございます。そのような環境の中で、学校教育にという点、誠にありがたいと思って伺いました。ここの部分は本当に大事なところですので、教育委員会の教育指導主事のほうとか、公立の学校に関してはそのようなアプローチができるかと思しますので、この審議会だけにとどまらず、そちらのほうまで御理解、御協力を賜れるようなプランになっていくといいなと思いました。

今、「外国人」と申し上げさせていただきますが、地域、学校によって、その割合が多い学校、そうでない学校とあります。帰国子女とか、外国籍の出張やら引っ越しが多い方がいらっしゃる地域では、ここに出ている偏見・差別に関して、子どもたちに話をしてくれという御要望があって出かけているということもあります。

それから、行政の手続が不親切であるとか、そういった声が聞かれることはとてもよく理解できます。と申しますのは、一般には、行政が開かれている窓口というのは平日に限られます。多分、平日ですと通訳の方もいらっしゃるかもしれません。ただ、何か起きるときというのは夜であったり、土曜日とか日曜日、そのときにお困りであった方に遭遇したことがありました。そういうことがありますので、いわゆる閉庁時の対応についても、どのようにするかというところまで、今回、確定はできなくても、そこは検討していただく。これは外国籍の方にかかわらず、日本人にとっても同じことだと思いますので、そ

のあたりのことも含めて御検討いただければと思います。

もう一つ、総務省のほうでは、外国の方が増えていらっしゃるということは御相談も多くなる。日本語ではない、その方の言葉に合った形での御相談対応ができるように、研修も開かれているということも情報としてお伝えしたいと思いました。本当にいろいろ考えられていて、すごいなと思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。今のことにつきまして、お答えになれること、あるいは御意見でも結構ですが、どなたかございますか。例えば閉庁時の様々な問題、これはよく言いますよね。DVは夜中に起きたりすることが結構多いのです。外国籍の方も、日本の方も多いですが、そういう問題があったときに、どこに連絡するかということ、どのような体制になっているかなど、もしお教えいただければありがたいとは思いますが、なければ、また御検討いただくということで結構です。

○生活文化政策部長 御意見をいただき、ありがとうございます。私は部長なのですが、今、文化・国際課長が不在につき、私が事務を取り扱っているところでございます。改めて、6月1日に新任の者が着任しますので、また御挨拶する機会があるかと思いますが、今、大変貴重な御意見もいただきました。閉庁時の対応というのは、お話のように、外国人に限らず、区民の皆様も同様にお困りのことと思います。ですから、区民の皆様をベースに考えていながら、そこから取りこぼれないように、外国籍の方、外国人の方にどう取り組んでいくのか、これは各所管も一緒になって考えていただかなければいけない課題かと思っておりますので、これらのプランの御意見等も含めて、庁内に周知を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

○委員 先ほど就労においてはあまりないというお話だったのですが、私が世田谷区の経済産業部のシニアの就労マッチングの事業でやったときに、外国企業で働いていた方や、海外での赴任の経験をお持ちの方や、オリパラのボランティア希望の方に声をかけたこともあって、就労の現場でそういった多様なルーツを理解している方が世田谷にはたくさんいらっしゃることを知りましたし、その方たちが手を挙げてくださったのは、小さくても仕事なり何らかの役割があるということで、今まで地域の中でボランティアはしたことがないような方たちが、自分の経験を生かした役割ができればということで、たくさんの方がいらっしゃるようになりました。

実際に多国籍の従業員の方が働いている建設会社の経営者の方のメンターみたいな形をやって、意外とよかったというか、私が何が言いたいかというと、直接そういったボランティアの活動ではない形で就労に関われることもあるのではないかと思います。あと、共に働く経営者の方やマネージャーの方に対するサポートというのですか、就労の観点から、世田谷区内の人材が活躍できるような機会をつくるというのは、今までのボランティアとか地域活動とは違う意味でも、安心して働ける環境づくりにつながるのではないかと思います。なので、ボランティアの現場であり、日々の生活の支援ということもとても重要ですし、引き続き皆さんの活動が発展していくといいと思っていますが、またちょっと違う切り口で、世田谷区内の人材がこういった現場に入っていけるといいなという意見です。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。就労に関連しましては、区では限界があるということで、都のほうの支援とか、ハローワークとか、そういうところにつなげるという御報告でしたが、就労に関わって直接会社を紹介するのではなくて、すごく疑問がいろいろあるのですよね。外国の方もそうですし、女性もそうなのです。最近、地方に行って、2児を持っていて、大学を卒業するのだけれども、どれだけ就職活動をして一つも通らないという方がいらして、その方からどうしたらいいかという質問を受けたのですが、どういう構造になっていて、どういうところにどのように頼めば、もしかすると見つかるかもしれないという情報が全然ないのです。だから、一般の学生と同じように何度も何度も行って、そのたびに落ちて、もう何十回やってもこのまま駄目だと。子どもがいるのに、これで就職できなかつたら私はどうするんだと、ほとんど自殺まで考えるほどの状況だということを知って、やはり似たような感じですよ。外国のことに詳しい方がいらっしゃる。そういう方に、こういう場合、どうしたらいいかと。恐らく一つ見つければいいのですよ。社長さんがオーケーだと言ってくれればいいのです。ところが、一般の人と同じように動いていると、21歳の女の子たちと28歳の彼女とでは、彼女のほうが絶対落ちてしまうということが続くので、彼女の熱意と状況と何がしたいかということが分かって、うちならいいよと言ってくれる社長さんみたいな方がいれば仕事が見つかるのですよね。そういうことがどうやって見つけられるかみたいなお話をしてあげると、御本人も物すごく安心しますよね。このまま行ったらどうやったって私は就職が見つからないのですと言われて、大変だろうなど。

普通のルートだけでは見つけにくいのが恐らくマイノリティの方々に、LGBTQや外

国籍の方や外国人の方も含めてそうなので、世田谷にはたくさんの人材がいるという御指摘で、そのような問題につなげていただけたら、就労ということで区はできないということではなくて、いろいろな方とつながる。私が勝手に決めてしまっておめんなさいね。そのような御意見だったのではないかと思いついておりました。今のような点はいかがでしょうか。就労は多文化共生においてもとても大事な論点だと思いますので、何か御意見があればお願いします。特になければ、ただ伺っておくということでもいいのですが、区のほうでお考えや、あるいは皆様のほうで、いや、そんなのはもうやっているとか、ここに行く大丈夫だよとか、こういうところにそういう方々を使いたいという御意見があれば伺いたいと思います。

○生活文化政策部長 私もまだ着任したばかりですので、申し上げることはなかなか難しいのですが、今、外国人の方の就労で大変苦慮されたというお話も伺いました。就労に関して、日本人の成功体験ではなくて、外国人の方の成功体験をどのような形で苦しんでいる方々につなげていくか。そういう意味では、コミュニティの機会を増やしていくとか、外国人の方の成功体験を事例として取り上げて流していくとか、情報として提供していくとか、そういうことがまず考えられるかなと思っております。

簡単ですけども、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。あと、地方だったからでしたが、自営業者の方々の団体みたいなものとダイバーシティに結びつけて、そのようなグループを区のほうでおつくりになって、そういう方々に様々な情報を流していく。このような方もいらっしゃいます、こんな方がいらっしゃいますと。その中で、もしかするとうまくマッチングというか、そんなこともおっしゃってました。やはり一般的なやり方で就職したのでは、まず落とされるということを本当におっしゃってました。マイノリティの人はそういう目に遭うと。50回落とされて大丈夫だという人はあまりいないのですよ。大抵その前に心が折れて、やる気がなくなってしまいます。そういうつらい体験は支える人がいないと無理なので、支援する、支える人のほうに回っていただけるような仕組みは区でもできるのではないかと思いますよ。区は関係ないではなくて、区でも何かできないかなというところだと思います。

ほかはいかがですか。今のことでも、その他でも結構です。

○委員 今の委員の御意見に関連して、確かに今までの枠組みで考えると支援できることはすごく幅が狭いのですが、私もできることはいろいろあると思っております。就職や活動

を始められた方の経緯などを見ていると、個人として出会ったことがきっかけという話も聞きますので。仕事でなくても通常の活動の中で、その方たちが参加でき、見えるような場をつくっていく。それから、今、私の職場では、企業の外国人従業員向けの日本語教室を行っているのですが、併せて行っているのが企業の方に向けた異文化間コミュニケーション講座です。受け入れる職場の環境づくり、よりよいコミュニケーションの場づくりという視点であれば、直接就労支援ではなく行政などでも取り組めると思っています。実際、講座の広報をもとに、外国人従業員にアプローチしたいのだけれども、雇用の方法が分からないという経営者からのお問合せがあったり、いろいろ広がりを感じています。

○会長 どうもありがとうございました。そういうニーズが経営者のほうにもあるということですね。ダイバーシティに問題関心を持って取り組もうと思っていらっしゃる経営者の方も最近増えていると伺っておりますので、そういう方々との交流や、あるいは情報提供などもよろしくお願ひしたいと思っております。就労支援はできないではなく、関連するところでやれることが結構多い。やはり大変だなというのをいつも感じています。

ほかに何か御意見等がございましたら、いかがでしょうか。

○委員 9ページにあります、多文化共生には、自分のルーツを忘れないという意味も含まれるという点ですが、日本語支援も非常に重要ですが、自分の母語・継承語を忘れないように、触れる機会をつくる必要があるということです。多くの場合、外国にルーツを持つ方々は、自分たちに子どもが生まれたら言語の継承の問題に直面して、この場合はお母さんたち自身が教師になって、自分の周りに5～6人の子どもを集めて教えたりするというケースを結構見てきたのですが、少しでも拡大すると、やはり問題となってくるのは場所確保です。いろいろな地区センターを予約してみたりはするのですが、定期的に予約できない問題もあります。そうなると、空き家マッチングではないのですが、そういった場所を使える、無償とまで言わないのですが、そのお母さんたちが対応できるような家賃などで利用できる場所の提供、場所の確保ができましたら、ネットワーク自体はもう既に海外からのお母さんたちのほうではありますので、マッチングさえ区がサポートしていただければ、結構動きがあるのではないかと思います。

○会長 どうもありがとうございました。先ほどまだ検討が十分でないという母語を継承していく教育に関連する御意見だと思います。確かにおっしゃるように、日本では様々な地域活動をやる時に場所の確保が大変難しくて、公的なところは結構あるのですが、抽せんとか、競争がすごいとか、あと民間は高くて続けていけない。場所の確保が最大の問

題になっている。それはどこも同じだと思います。その中で、母語を継承するということ  
を活動としてやっていくには定期的な開催が不可欠で、それらに対する優先的という言い  
方は変なのですが、優先的な何らかの支援は非常に重要なことではないかと私個人として  
は思います。今の具体的な実際の御提案としては、例えばマッチング、区民の方々の場所  
を提供していいと思われる方もいらっしゃるかもしれないということを考えて、その間に  
区が入ることで、安心して両方が契約を結べるような支援をしていただくということはどう  
かという御提案でした。

基本的な状況はそうなので、もちろんあらゆる市民活動が常に安くて問題なく場所の提  
供を受けられることが最大の目標ですが、母語を支援するというのは、日本はしていません  
ですが、本来やっている国も多いのです。台湾などは結構やっていると聞きます。そうす  
ると、日本の国にも役に立つのですよ。日本語と母語を両方しゃべれる人が日本にいるこ  
とになるので、様々な交流やこれからの発展、国際的な活動にもとても役に立つと国が思  
えば、国策になれば、それを国としてやるはずなのですが、御存じのように日本の国の政  
府はそういう発想をしませんので、そこは放りっぱなしなのです。本当に問題なのです。  
その代わりに自治体がやるととてもお金がかかってというのは、恐らくそうなのですよ。  
例えば、学校を区でつくるのはとても大変なのですが、現実にもう既に多くのお母さんた  
ちがネットワークをつくって活動されているということを前提に考えたときに、それに対  
する支援はしてもいいのではないかなと私は思います。そういう意味では、施策にちょう  
どいいのかもしれないと思いながら伺いました。

母語支援というのは決して特別なことではなくて、どこの国もやっているのです。いろ  
いろ考える国はやっている。それは自国にとって決してマイナスではないからなのです。  
みんな日本語を覚えろ、日本語だけで暮らせということをやっているのかな。日本人には  
英語をちょっと頑張れとか、そんなことばかり言っているくせに、外国語をしゃべれる環  
境にある方たちの能力を生かすことにこれほど無関心であるということは、ちょっとおか  
しいのではないかと私は思ったりします。ただ、二つの言語を学ぶということは、子ども  
にとってはなかなか難しいことらしいので、国や地方公共団体に、子どもの心を十分大切  
にすることを期待できるのかという疑問もあるかと思います。その意味では、市民活動と  
して既にある母語支援活動に対する支援が重要かなとも、思います。

日系ブラジル人の子どもたちも、放置されていたので、ブラジルへ帰れないという話を  
聞きました。ポルトガル語がしゃべれなくなってしまう。そうすると、とても帰りにく

い。サンパウロに行ったとき、サンパウロでそれが最大の問題だと。日系の子どもたちはブラジルでも物すごく高学歴を目指すのですよ。だから、大学へ行って結構偉くなっているのです。ブラジルの日系人の子どもたちは、ずっとブラジルにいればポルトガル語で学校教育を受けて、大学へ行って、大学院へ行って、医者と法律家が多いと言っていた。政治家はあまり目指さないと言っていました。そうなのに、それから遅れていってしまうのです。なので、やはりとても大事なことです。そういう両方しゃべれるようなお子さんたちをつくっていくということは、日本にとって決してマイナスのことではない、世田谷にとってもとてもいいことだと思うので、施策などされるといいかなと。個人的意見を申しまして申し訳ございません。ありがとうございました。

今のところで御意見はどうでしょうか。ほかに思いついたことでも結構です。

○事務局 今いただいた御意見を参考にしながら、会場は区の事業を行うに当たっては毎回問題となることではあるのですが、そこら辺も考慮しながら、国や都の動きも見ながら、引き続き検討はしていきたいと思います。どこかで触れられたらと考えております。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○副会長 先ほど事務局からお話のあった「外国人」という用語に関してですが、前回の多文化共生推進部会で提案していただいた委員が欠席だったため、御本人がいらっしゃったときに、その趣旨についてみんなで伺いたいという意見がありましたので、もうあまり時間がないと思うのですが、よかったら簡単に御提案の趣旨をここで少しだけお話しただいて、特に男女共同参画推進部会の方々がどのように思われるかも伺いたいと思いました。

○会長 では、お願いします。

○委員 18ページにある「外国人」という呼び方の点だと思います。確かに「外国人」という用語自体は非常に便利で、私も使ってしまうのですが、どうしても区別をつくりすぎてしまうという点がありまして、「外国人」といっても外国にルーツだったり、外国国籍だったり、あるいは見た目は外国の方ですが、もう既に日本国籍になったり、もう20年日本に住んだりとなると、いつまでも外国人として捉えられるのはやはり大きな違和感があるというのは、外国人の方がどなたも言っていることです。

海外の事例を見ると、その国々に住んでいる外国の方々に対して、「フォリナー」とは言わないのです。フォリナーと言ってしまうと、ちょっとナショナリスティック的な意味

合いになりますので、できる限り「移民」という言葉や「多様な背景を持つ方々」という言葉にして、あるいはもうそれを乗り越えて本当に「一般の区民」、もし必要であれば「何々のバックグラウンドを持つ方」というような具体的な説明をするのですが、どちらかという、なるべく早い段階から統合に持っていく、言葉のレベルでも特別な扱いではなく、受け入れ、社会への統合の方向へ持っていくということなのです。

時々、海外の学術雑誌に論文を投稿するときに私も日本的に考えてしまって、「フォリナー」と書いてしまったときに、向こうの査読者から、これはナショナリスティックかつ排他的な書き方ですので、「移民」に変えましょう、と私でさえ直されることがありますので、皆さんとともに解決策を考えることができればと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。日本は移民に対する国策とか、国籍法の在り方とか、いろいろなことがあって、他の国とはちょっと違ったところもございますので、難しい点もあるのですが、ここはいつも大きな問題になるところです。「外国人」と、あたかもそういうカテゴリーの人がいるかのように言うけれども、それぞれ全部違うのですね。本当に多様な方がいらして、国籍は日本で、しかも民族的にも日本のルーツを持っているけれども、日本語を全然しゃべれないという方もいらっしゃる。そういう方も外国につながる方ですし、国籍は外国だけれども、もう何世代も日本に住んでいて、外国籍の人として常に様々なコントロールを受けるわけです。だけど、実はその方は日本語支援なんて要らないわけです。日本語が母語だから。そういう方もいらっしゃるし、実に多様な方がいらっしゃるの、そのあたりの呼び方ですね。あたかも外国人ということで一くくりにできるようなという大変難しい問題ですが、いい問題提起だと思います。

これについて何か御意見はございますか。次回、この問題が出てくるときは、ある意味、第二次プランが出来上がった形で出てきますので、御意見を言うような余裕はそれほどないと思いますから、もし今あったらお願いします。いろいろ御検討いただけると思いますが、そのために御意見等がございましたら。男女共同参画推進部会の方の方は特にないですか。

○委員 魔法のようないい意見があるというわけではないのですけれども、今伺っていて、もっともだなというふうに聞いた一方で、やはり利便性を考えて使わざるを得ない場面はあるのだろうというのが今の日本の現状なのかなと思ったのです。ただ、「外国人」という言葉を使うことが当たり前ではなくて、ほかの呼び方とか、あるいはそういう呼び

方が必要ないとか、そういうこともあるのではないかということをもみんなが考えていく、これが当たり前ではないよということ発信しながら考え続けていくということが大事なのかなと思いました。

○会長 どうもありがとうございました。一つの考え方ですね。あえてひっきりのある言葉をつくってみる。そうすると、みんな、これは何だろうと読む。ああ、こんなに多様な人がいるのかということで、「外国人」で一くくりにしていた自分たちの物の見方を変える方向等を選択するというのもあるかもしれませんが、利便性という点では、「これは何？」みたいな言葉を選んだら、みんなひっかかってしまいますよね。

○委員 私自身、国籍は日本なのですが、海外にルーツがあって、日本に来たときに日本語は全然しゃべれなかったもので、確かに外国人と言うと当てはまらないけれども、困りごととしては見過ごされているというところについては、本当に同意しながら聞いています。「外国人」という言葉では包括しきれていないので、言葉を変える必要があると感じました。それが言葉についての感想です。

ここは全然専門性がないので、的外れだったら恐縮だなと思いながら2点あるのですが、1点目に、「やさしい日本語」は本当に大事であるという前提の下、ただ、昨今、DeepLとかA I 翻訳もすごく発達していて、今、世田谷区のホームページをDeepL翻訳しながらサイト全体を見ていたのですが、翻訳できている部分とできていない部分があって、できていない部分が、PDFとかでスキャンしてしまっているものとか、画像の中に重要なものを入れていると翻訳できないのです。なので、翻訳することを前提にサイトをつくるというルール設定も非常に重要だと思いますし、できるだけ紙資料を翻訳できるようにオンラインに載せるとか、そのような翻訳ツールに頼りながらも情報が得られるような仕組みも併せて検討いただくことが、向こう5年、非常に重要なのかなと思いました。それが1点目です。

2点目に、これはLGBTQと同じ考え方にはなるのですが、専門窓口だけでは対応が十分ではなく、先ほど出た就労だとか自死だとか子育て、いろいろな分野が必要なときに、担当課として、ほかの課とどう連携をしてつないでいくのかという、ほか課との連携の仕組みはもう少し検討、明言をしていく必要があるのかなと改めて感じています。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。そういう翻訳のしやすさという形を基にちゃんとホームページをつくれと。思いつきませんでした。IT機器音痴なので、すみません。

なかなかいい御意見だと思います。

もう一つは、男女共同参画でもLGBTの問題でもよくやっています、いろいろな部署との連携というのは、今、多文化共生のほうももちろんやっています。

○副会長 今おっしゃられた点は私も賛成で、他部署との連携は、先ほど教育に関してコメントいただいたと思うのですが、国際理解教育というのはかなり以前から取組が進んでいるのですが、国際理解教育よりは、せっかく条例もつくったので、多文化共生の観点に立った教育を、教育委員会と連携して、ぜひ学校で進めていただきたいと思います。

あと、「やさしい日本語」ですが、確かに機械翻訳がすごいスピードで進化していて、DeepLとかチャットGPTも含めて本当に性能が上がっているのです、そこを有効に活用しつつということだと思うのですが、ただ、翻訳する場合でも、元の日本語がすごく複雑で意味不明だと翻訳してもおかしくなるので、そこは情報の整理とか、一定の「やさしい日本語」をかませることでより機械翻訳の精度も上がるということはあると思います。前回の部会でも議論したのですが、「やさしい日本語」と普通に書いていると、ただやさしく書けばいいのかと思われる場合もあって、第一次の多文化共生プランに一応「やさしい日本語」の説明が2行ぐらいあるのですが、できたらもう少し詳しく、例えば、阪神・淡路大震災のときの経験から研究が始まったということとか、2020年に入管庁と文化庁でガイドラインが策定されて、今、全国の行政機関で取組が進んでいるとか、そういうことも含めて第二次プランのほうには言及していただきたいと思います。

それから、我々の部会は2週間前にやったばかりで、今日、ぜひ男女共同参画推進部会の方々から御意見をいただきたいと思ったのですが、実は先週、日本語教育に関して新しい法律が可決されました。日本語教育機関認定法という法律で、一定の要件を満たした日本語学校を文科大臣が認定し、日本語教師の国家資格もつくられることになったのです。これは日本語教育にとってかなり大きな動きなので、第二次プランにも、そうした新しい法律を受けて、世田谷区がどうするかということは盛り込んだほうがいいかなと思いました。

私からは以上です。

○事務局 ありがとうございます。新しい法律が可決されて、その内容も含めて、素案に向けては検討してまいりたいと思っております。

翻訳機能が発展していく中で、今ある区のホームページや情報がまだ対応し切れていないところがございます。ですので、「やさしい日本語」を含めて、まず日本語から分かり

やすい、翻訳しやすいという形に全庁的にも啓発していければと考えております。

あと、他課との連携は、これまでも行ってきてはいたのですが、外国人の比率で言うと23区で一番低いという状況の中で、どうしても後回しになってしまうというところも所管の印象としてはありますので、そこはやはり大事なのだよというところを含めて、各所管には働きかけをしていきたいと考えております。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。時間が過ぎておりまして、急いでほかのことをやらなければいけない時間にもうなっているのですが、どうしてもこれだけは言っておきたいということはございますか。

○委員 私は分かるような気がするのです。だからといって「外国人」という言葉のほかにもというのがなかなか思いつかないのだけれども、私が日本から海外へ行ったときに、その国の人とその国ではない人として区別をされます。そういう経験はあります。そのときに私が感じるのは、私は日本人なのだけれどもと思うわけです。ですから、ごめんなさい、同じではないかもしれないけれども、感覚としてはとても分かるような気がするのです。ただ、日本語の中で、今もちょっと調べてみたのだけれども、ほかの言葉でというのがなかなか難しいのかなと思ったりして、フォリナーより移民のほうがというのが、私には正直、ああ、そういうことなのかと思ったぐらいでした。ごめんなさい、認識不足だなと思います。

今、私の周りで使われているのは、「外国籍の方」という表現はよくあるのです。どこどこ籍の方、どこどこの国の方、どこどこの国の国籍、その法律に基づいてというような会話はするのです。先ほど外国人等の表現についてということで注釈をおつけくださると伺っていますので、その注釈のところを小さな文字ではなくて、ちゃんとほかの文字と同じように、私たち日本人もお互いの気持ちが理解できるようなきっかけになる。一つの言葉でもその方によつての受け取り方が違うわけで、そここのところに気づくような意味合いも持って、その注釈の扱いを少し丁寧に考えていただければ、まずは一歩かなと思えました。受け取り方が違っていたらごめんなさい。

○会長 今の点はよろしいでしょうか。このことに関連して御意見がある方、そのほか、どうしても言いたい方はいらっしゃいませんか。

どうもありがとうございました。たっぷり時間をいただきましたので、予定よりも25分ほど延びております。急いで先に行きたいと思えます。

次に、報告事項(2)に進みます。報告事項(2)は、「男女共同参画推進事業に関するご意

見・課題等」にかかる検討状況についてです。このことについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私より、「男女共同参画推進事業に関するご意見・課題等」にかかる検討状況について御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

こちらは、この間、委員の皆様や議会等からいただきました御意見や課題に対しまして、第二次男女共同参画プラン後期計画の基本目標ⅠからⅣ及び推進体制、こちらの資料ですと、1枚目の基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進、1枚おめくりいただきまして、基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進、また1枚おめくりいただきまして、基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築、1枚おめくりいただきまして、基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築、おめくりいただきまして、最後に推進体制としまして、男女共同参画社会の実現に向けた方策としまして方策1から3、これらの課題ごとの取組についての実績や取組状況をまとめたものでございます。お時間に限りもございますので、詳細は今後、男女共同参画推進部会でお諮りさせていただきたいと考えておりますが、本日は、この中でも特に現在検討を重ねております諸課題の進捗について御報告させていただきます。

また先頭にお戻りいただきまして、初めに、2枚ページをめくっていただきまして、基本目標Ⅲになります。暴力やハラスメントのない社会の構築の課題8、性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実を御覧ください。犯罪被害者等支援につきましては、平成30年度に条例制定を求める陳情が趣旨採択されたことを受けまして、令和元年度に学識経験者や関係支援機関等を交えた犯罪被害者等支援検討委員会を立ち上げ、検討を進めてまいりました。昨年度、委員会を3回開催しておりまして、令和4年度に受けた性犯罪に関する陳情や区議会からの意見書も踏まえまして、世田谷区の今後の犯罪被害者等支援の方向性について検討を進めているところでございます。

次に、1枚ページをおめくりいただきまして、基本目標Ⅳでございます。多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築の課題12の2、教育分野への働きかけというところでございます。こちらは性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援といたしまして、幼少期における性教育の重要性の観点から、教育分野、特に小学生高学年に向けまして、教育委員会等関係所管と協議をしておりまして、どのように働きかけるのかを検討しております。今年度よりらぶらすの出前講座を中学校だけではなく小学校へも対象を拡大しておりますが、その中でアンケートの実施・分析を行いまして、より性的マ

イノリティや性に関する理解を深められるようなリーフレット等の作成を検討してまいります。

次に、また1枚ページをおめくりいただきまして、推進体制、男女共同参画社会の実現に向けた方策、課題内容の方策1、男女共同参画センター「らぷらす」の機能の拡充でございます。より多くの方が安心して気軽に利用できますよう、地域に開かれたらぷらすを目指し、施設のレイアウト変更や看板等の新設のほか、運営協議会と施設の在り方を区民や地域団体の皆様とともに考える仕組みを強化していきまして、より区民の方々に寄り添いながら、ニーズを捉えた事業展開を推進していきたいと考えております。

最後に、一番後ろのページになりますが、課題内容、方策3、推進体制の整備・強化の3、取組み名称、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行に向けた庁内体制の整備は、当該法律が来年4月に施行されることに伴いまして、基本計画の策定、調整会議の設置、民間団体との連携など支援体制の在り方について、現在、庁内整備を含め検討しているところでございます。また、本年4月より、特別区長会調査研究機構が実施しております「特別区における女性を取り巻く状況と自治体支援の方策」をテーマとしたプロジェクトチームで、現在、若年女性が抱える生きづらさとそれに対する有効な施策について検討しているところです。こちらに関しましては、LINEを活用したアンケートの調査を実施しておりまして、今後、集計・分析を行った上で、本調査、グループインタビュー、また、その分析を経まして、年末をめどに課題に対する支援策を取りまとめる予定でございます。当調査の結果も踏まえまして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関する対応を検討していきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 御説明ありがとうございました。基本目標Ⅳ、多様性を認め合いというところの取組み名称の教育分野への働きかけで、実績で出前授業、中学生向け7回、教員・保護者向け2回実施されて、アンケートということ、こちらは教員や保護者向けに対するアンケートも実施したということになりますか。中学生についてはアンケートを実施したのでしょうか。アンケートがもし実施されていて、その評価というか、どういう意見が出たかというのを少し教えていただければと思ひまして、お尋ねしました。

以上です。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。出前講座の実績については、こちらに記載のとおりですが、具体的に世田谷区内の小中学生が性に対してどういう認識を持っているのかについて、リアルな声を聞いていきたいというところがあって、これについては、今後、教育委員会とも調整しながら、どういうアンケート項目を取っていくのが人権・男女共同参画課として効果的な啓発や発信につなげていけるのかというところなので、これから具体的にアンケート項目も含めて検討していくという状況です。

○会長 まだ実施していないということによろしいですか。

○人権・男女共同参画課長 はい、そのとおりです。

○会長 それから、対象者には小中学生を検討している。そこには保護者向けのものとか教員対象のものはまだ入っていないという認識でよろしいでしょうか。

○人権・男女共同参画課長 結論から言うと、入っていないです。ただ、そこはやらなくていいという認識は全くないです。現状として、まずは幼少期からの性に対する捉え方や性の考え方みたいなものに関しまして、区として有効な発信をしていきたいというところがあって、ただ、子ども・若者がどういう認識を持っているのか、どういう実態なのかについて、ほとんど情報を持ち合わせていないという状況がありますので、全体的・網羅的に調査をかけるというところは、予算の関係もあっていろいろ難しい部分はあるのですが、できるところからきちんと当事者の声を聞き取って対応していきたいという思いでやらせていただきたいと思いますと考えているところです。

○委員 ありがとうございます。やはりこうしたことは家庭での関わりであったりとかもちょっと考えたり、教員との対話の中で考えられるということもありましたので、小学生、中学生の声も聞くのはとても大切と思っています。どのような認識かということの把握もそうなのですが、今おっしゃられたように、今後、恐らく検討もされていくことであると思いますが、保護者や教員が、いわゆるマイノリティの支援に対してのキーとなるところもあるかもしれせんので、御検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○人権・男女共同参画課長 簡単に補足なのですが、今、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは男女共同参画プランの中にも掲載させていただいております。それと、包括的性教育の部分について、世田谷区の庁内でどのように対応していくのが望ましいのかということに関して、保健所と人権・男女共同参画課と教育委員会が中心になって、子ども・若者部も入っているのですが、どのように考え、発信しているのかというのを整理する検討会

を立ち上げてやっております。その中で、保護者が子どもに対してどのように教えていったらいいのか、話していったらいいのかもすごく悩みとして持っているということもあって、保護者プラス教職員に対しても、どのような形で世田谷区として情報提供なりサポートをすることができるのかという部分については、全庁の課題として検討しているような状況です。

○委員 基本目標Ⅲの暴力やハラスメントのない社会の構築の課題9、暴力を容認しない意識づくりのところですが、取組み名称がハラスメント禁止の普及啓発で、今後の取組み内容のほうはハラスメントと性暴力と両方書いてあるのですけれども、ここは取組み名称がハラスメントだけでいいのかなと。ちょっとここは落ちている感じがしました。

あと、「性暴力等の被害を受けることのないよう」と書いてあるのですが、考え方としては、性暴力の加害をしないようにということが大事なのかな、被害者に責任があるのではなくて、加害者がやらないということが基本的な考え方かなと思っています。

昨日、衆議院のほうで性犯罪の刑法の改正案が通って、不同意性交罪、同意しない性行為は暴力なんだということが通ったのですが、今後、同意がない性行為が性暴力なんだという考え方を広げていくということが大事かなと思っています。

ここに「特に女性や若者が」と書いてありますが、ハラスメントについても、性暴力についても、性別、年齢にかかわらず被害が起きているので、ここは「特に」とも今書く必要がないのかなと思っているのですが、この項目はもう少し整理が必要なのかなと思いました。

○人権・男女共同参画課長 ありがとうございます。本当におっしゃっていただいたとおりです。これは議会のほうからの御指摘もありまして、こちらに課題として挙げさせていただいたのですが、前提としては、当然暴力を容認しない、加害にならないというところで、地域全体でそういったことができない、被害を受けない地域社会をつくっていく中で、特に女性や若い方に関しては、傾向として受けやすい部分があるから、それぞれの特性も踏まえて、しっかり対応していくことが必要なのではないかというところなんです。こちらのほうは一部分くりぬいて書いてしまったので、表現としてちょっとおかしい部分もあったかもしれないのですが、前段としては、ここに特化した課題として認識しているわけではないというところは持っております。

○会長 それからポイントは、これは何度もいろいろなところで出てくるのですが、「被害を受けることのないよう」と。被害者がどうやって受けないようにするかというのは難

しいんですよ。加害することがない教育がまず必要だと思います。日本は本当にしないんですよ。これはセクシュアルハラスメントだという教育を、女の人も含めて、加害する可能性のある人にしないで被害者になるなというのは無理な話だと。泥棒に遭うな、遭わないようにしろということばかりやっていたらいけないですよ。ほかのところでも同じことがあって、主語と述語がなぜかここだけひっくり返ってしまうんですね。誰が加害をやっているのかがなくなって、受けないように、被害がないようにという話ばかり。被害をなくすにはどうしたらいいのかということを書き方も含めてぜひ考えてください。不思議ですよ。この文章は何度も出てきます。

○委員 基本目標Ⅳの多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築の一番最後のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならないというところが、まず、「法定婚」というのは「法律婚」の間違いなのかなど。

あと、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の対象とならない、法律婚できない人（事実婚）の困りごとへの対応というのが、これだけだと何を対象として、今後どういう取組をするのがよく分からなかったのです。つまり、これは異性の事実婚の人を対象としているのか。ただ、異性の事実婚の人というのは、婚姻に準ずる関係として、基本的に法律上も実務上も保護はかなりされている。ただ、ここに取組み名称とあるので、何か配慮したり、困りごとへの対応が必要だということだと思いますが、どういうことをお考えなのか御説明いただければと思いました。

○会長 これは対象がはっきりしませんね。具体的には何を狙っていらっしゃるのか、御説明をお願いします。

○人権・男女共同参画課長 まさにおっしゃっていただいているように、異性同士で事実婚的な関係にある方、法律上は結婚することは可能な方なのだけれども、いろいろな御事情があって婚姻届を出さないという選択をされて暮らしていらっしゃる方もいる。おっしゃっていただいたように、婚姻関係に準ずる扱いというところで大分整理はされてきているのだけれども、イコールではなかったりする部分もある。ただ、そことパートナーシップの関係も全く違う難しさというか、困り感みたいところもあつたりしますので、事実婚のような関係にある方々に対して全くスルーしないでほしいという御意見だったので。そういう中にも生活上の困り感がないかどうかをきちんと行政としても意識して、もし行政として手だてがあるのであれば対応して行ってほしいというお声がありました。パートナーシップの関係にある方の困り感みたいところに関しては、いろいろとお声もい

ただ、まだまだ把握し切れていない部分も多々あるかとは思いますが、事実婚のような関係にある方に関する情報はほとんどないので、そのあたりは区としても意識して対応していきたいと思います。具体的なものを何かやらなければいけないとか、そういうものは特に今のところはないです。

○会長 分かりました。同性間のパートナーシップ制度という問題が出たことによって、事実婚の位置づけもいろいろ考えられるわけですね。そこの平等性とか公平性とか問題とか、特に事実婚に関連して、全体の婚姻制度を考え直さなければいけないみたいな問題意識があるということですね。確かに諸外国ですと、その辺がいろいろですからね。パートナーシップ制度が異性愛の方々でも婚姻と異なるものとして利用されている国もあって、いろいろな形でのカップルの在り方が社会で認められてきている状況があるので、日本の国の法律だから、そんな簡単に世田谷だけするわけにはいかないけれども、世田谷はパートナーシップ制度をとっているのだから、それとの絡みで、今の状況はどうなのかということを含めていろいろ検討していく、そういう問題関心なのですね。

○委員 世田谷区のパートナーシップ制度は、異性カップルには適用されなかったですか。

○人権・男女共同参画課長 どちらか一方がLGBTQに該当される方を対象にしている制度なので、トランスジェンダーの方同士で、戸籍は男性で自認が女性の方と、戸籍は女性で自認が男性の方は、法律的にも婚姻届を出すことは可能なのですが、現実的になかなか難しいのではないかと思います。お声としてありまして、同性に限った話ではないのですが、LGBTQの方のための制度と捉えています。

○委員 LGBTQのためのパートナーシップ制度という理解で、私もそうでしたが、ほかの自治体では、LGBTQに限らず、シスジェンダーの異性愛者の人も利用できるという自治体もあるので、例えば港区はそうだったと思いますが、その是非は別として、そういう考え方もあるのかなと。先ほど会長がおっしゃったような婚姻制度を見直すという意味では意義のある取組かなとは思っています。婚姻したくなくて事実婚を選んでいる人ももちろんいて、例えば、夫婦別氏にしたいのに、それが許されないからとか、様々な理由があると思いますが、とはいえ、何も承認されないのはちょっと不安みたいな人もいないので、そういう人にとってのニーズはあるのかなと思います。あと、シスジェンダーの異性愛者の人も含めた、さっきの外国人と日本人という区別ともちょっと通じるのですが、みんなの問題であるという意味で、多様な生き方を選択できるという一つの制度

につながるという意味では、ここの問題意識とはちょっと関係するのかなと思いました。

○会長 もっと議論してきたいのですが、これは男女共同参画推進部会のほうで再度議論する機会があるということで、どうしてもという方を除けば、取りあえずこれで終わらせていただきます。

○副会長 直接関係しないのですが、資料3でらぶらすの機能拡充というのが大きなテーマになっていて、多文化共生の分野においては、せたがや国際交流センターがらぶらすに当たるような存在かなと思っていたのです今回の第二次プランの検討の中で、センターの機能といったテーマが入っていません。この組織の位置づけが男女共同参画と多文化共生で違っているのかどうか、そこを確認させていただきたいと思いました。

○人権・男女共同参画課長 今、御質問の意図として、男女共同参画プランの中での Crossing Setagaya の位置づけと……。

○副会長 男女共同参画プランの中でのらぶらすの位置づけと多文化共生プランの中での Crossing Setagaya の位置づけは違っているのかどうか。同じだとしたら、第二次多文化共生プランの中で、Crossing Setagaya の機能というのも一つの論点になるのか。

○人権・男女共同参画課長 全くイコールというか、統一してプランの中に盛り込んでいこうという議論はしておりません。男女共同参画の計画、体系的な部分の中で占めるらぶらすの比重みたいなものと、多文化共生の推進体制の中に占める Crossing Setagaya の位置づけ、それぞれに応じて適切な内容がプランの中に盛り込まれていれば、それでいいのかなというふうには考えています。

○副会長 位置づけは違うということになりますか。

○人権・男女共同参画課長 違うと決めているわけではないのですが、それぞれのプランに適切に反映させていく必要はあるのかなと思っています。

○副会長 そうすると、今日の資料ですが、基本方針が3つあって、3本それぞれについての論点整理はできているのですけれども、体制整備の部分は入ってなくて、そこがどうしてかと思ったんです。多分 Crossing Setagaya は世田谷区が多文化共生施策を推進する上での拠点という位置づけにあると思うので、そこが入っていないのは、今、男女共同参画推進事業の資料を見る中で気になりました。

○人権・男女共同参画課長 もちろん、男女共同参画プランを参考にさせていただきながら、よりよいプランの在り方があるのであれば、そのようにしていただいても構わないとは思いますが、多文化共生の施策の効果が最大化されるようなプランを作成していただく

というのが一番なのかなとは思っています。いろいろなプランの中での計画の構造とか構成みたいなものもありますので、今、第一次プランですけれども、それはそれで御議論いただいた中でつくっていただいているものだと思いますので、今後、第二次プランに向けても……。

○会長 確認しますと、触れようと思えば触れて構わないということですね。多文化共生推進部会のほうで拠点施設の機能強化みたいなことについて触れるのは、別に問題はないのか、あるいは問題なのか、そこを知りたいだけです。

○生活文化政策部長 まず、委託してございますけれども、らぶらすは区直営で運営しているわけです。一方、Crossing Setagayaについては、いわゆる文化財団の中での事業部としての位置づけがありますので、その辺でちょっと違うところがございます。らぶらすは、御案内のとおり、このような会議室や様々な交流のスペースもございますが、まだそこまでは至っていない中で、情報の発信の拠点となる目的でCrossing Setagayaの設立がここ最近できたわけです。しかし、ここに対する期待というのは区として大きく持っておりますので、外してはならないということで考えてございます。これ以外にも、外国人の方のコミュニティ、先ほどの場所の問題だとか、色々ございますが、トータルで考えていかなければいけない。直営でやっている部分とそうでない部分、まずそこがあるので、機能整理もしながら、期待する部分は大きいので、当然このプランの中でも、その活用とかという形での位置づけになってきて、実際にそのように活用してもらうためには、我々もお願いしていかなければいけないという場面もございます。

以上でございます。

○副会長 ありがとうございます。第一次プランのときにはCrossing Setagayaはなかったもので、そういう意味で、第一次プランをたたき台にすると、そこが落ちてしまうと思うのですが、ぜひ次の部会では議論したいと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 基本目標Ⅳの課題12、性的マイノリティの課題について、3点クイックに申し上げます。

1点目、企業ですけれども、病院長会議で説明いただいて、ありがとうございます。すばらしいと思います。引き続き、医師会等必要な機関と連携しながら、安全に利用できる病院の一覧化を進めていただけると非常にありがたいと思って、今後の取組をぜひお願い

したいと思っております。

3の福祉ですけれども、これも保健医療福祉総合計画に入れていただけることは本当にありがたい。どのように入るのかというのを事前に教えていただいたり、議論をさせていただける場があるとしたら、すごくありがたいと思います。

5の区内事業者への規定の中に入れていただくのも本当に素晴らしいと思っていて、これは改めてなのですけれども、入札のときからこれが含まれているのかなと理解をしているのですが、もし含まれていない場合は、入札のタイミングからこれが入るようにするのがいいのかなと思いました。引き続きお願いいたします。

○人権・男女共同参画課長 病院の一覧については、今、病院長会議に伴って、医師会のほうを通して調整はさせていただいているところではあるのですが、それぞれの病院の御事情もありますので、そのあたりを丁寧にやらせていただきながら進めているところです。

それから、保健医療福祉総合計画の件ですけれども、これは昨年度の審議会でもいただいた御意見を受けまして調整しているところなのですが、まだ具体的にどの部分にどのように書き込んでいくのかという調整は所管のほうとはできておりません。ただ、福祉の領域のほうでも、この部分は盛り込んでいくのだという認識はさせていただいているような状況です。

最後の契約のタイミングですけれども、こちらのほうは、入札参加要件にするということよりは、契約するタイミングで全事業者のほうに留意事項として契約書と一緒に添えて配付させていただいています。今までは人的サービスがある契約の相手先にのみ配付させていただくものだったのですが、今年度からは全契約事務、全ての事業者のほうに配付させていただく。これは対人サービスがある、なしにかかわらず、職場内でのLGBTの方々の処遇平等に向けてというところもありますので、対人サービスの有無にかかわらず、全事業者のほうに配付させていただいているような状況です。

以上です。

○会長 時間の配分を間違えたみたいで、次に行きます。

次に、報告事項(3)に進みます。報告事項(3)は、「令和4年度苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について」です。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。それでは、資料4、「令和4年度の苦情の申立て等の処理状況と今後の課題について」ということで御覧ください。

まず、苦情申立ての件数ですが、令和4年度はゼロ件、委員会設置以降、初年度、2年度目にそれぞれ1件ずつ、計2件の申立てを受けてから3年間一度も申立てがない状態が続いている状況でございます。区には区民の声という制度もございますが、区民の声システムで人権・男女共同参画課に寄せられる御意見は、令和元年度の26件から令和4年度の123件と急激に増えてございます。苦情処理委員会へは問合せはあるものの、正式な申立てには至っていないというのが現状でございます。

また、申立て件数が多い、少ないにかかわらず、議会や市民団体より長きにわたり継続的に制度改善の要請があり、その都度修正を図ってきました。現時点でも、公平性、中立性の遵守を柱にしまして、本制度の改善点について意見交換をさせていただいている状況です。こうした背景を踏まえまして、資料の3、課題と検討状況に記載しておりますが、3つの課題について改善できるところがないか、苦情処理委員会の委員の方々にも御意見を伺いながら検討を進めております。

具体的な検討状況は裏面に記載してございます。具体的な検討状況といたしまして、課題(1)から(3)にございますとおり、周知方法やネーミング、また、手続きの簡便化や、苦情処理委員会の公平性、透明性の向上といった多角的な観点から、現在、課題に対する検討を進めているところでございます。

まず、(1)周知の仕方、制度の認知では、①どういう事案が苦情申立ての対象になるか、より具体的な想定例を掲載する。②どういった委員が審査をするのか、公表することで信頼性を向上させる。③「苦情」という言葉にネガティブな印象があるため、名称変更、通称なども検討といった議論をしているところでございます。

また、(2)手続きの簡便化につきましては、①申請のしやすさとして、オンラインでの受付方法の検討をする。②申立書の記入例を作成したり、「やさしい日本語」、ルビつき、多言語対応された様式の作成など、申立書作成の簡便化を図るなどの検討をしています。

(3)公平性、透明性の向上については、区の関与の制限と委員会の独立性の確保を図るという観点で、①申立てをするかどうかの事前相談を、区を介さず直接委員会にすることが可能か検討をする。②審査前・期間中・答申後と審査前後を通しまして委員が適正、公平な審査を行うことができるよう工夫する。③議事録を開催ごとに作成し公開するの3点について検討を進めているところでございます。

私からは以上になります。

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意

見はございますか。申立てが大変少ないので、どうしたらいいか検討しているということでございます。今後とも、この問題につきましては、さらに議論を進めていきたいと思いますが、かなりポイントを絞っていろいろと御検討いただいている状況というのは分かりました。よろしいでしょうか。

大変時間がなくなって、あと5分で終わらなければならないので、先に行かせていただきます。

そうしましたら、次第の4、今後の予定のほうに進ませていただきます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5を御覧ください。今後の審議会、各部会の年間スケジュール案でございます。

今年度のスケジュールといたしまして、予定しております案件内容は紙面のとおりになっておりますが、来月6月30日に第1回男女共同参画推進部会、7月10日に多文化共生推進部会を予定しております。日程は現在調整中ですが、8月上旬をめどに第2回の審議会を開催予定でございます。こちらに関しましては、男女共同参画推進部会の皆様には8月上旬に第2回部会として調整をさせていただいたところではございますが、審議会として開催することに変更させていただいておりますので、御承知おきいただければと思います。

続いて裏面ですが、10月に各部会を開催させていただきまして、11月に第3回の審議会を予定しています。そして、来年2月になりますが、第3回の男女共同参画推進部会を予定しております。いずれの会議につきましても、事前に開催通知を送付させていただきますので、引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。今後の予定について御説明いただきました。この点につきまして、御質問とか御意見はございますか。

○副会長 11月の第3回の審議会の予定ですけれども、第二次多文化共生プラン策定にあたっての考え方について（答申）となっております。これは、審議予定と書いているのですが、この回でもう1回審議があるのか、それとも、区長に答申を出すということが趣旨なのか、確認させてください。

○事務局 ここについては、区長に対して答申を出していただくところが趣旨でございます。

○副会長 審議予定と書いてありますけれども。

○事務局 すみません、審議予定になっているのですが、答申をいただくという予定になります。

○生活文化政策部長 最終確認していただいた上での答申になろうかと思っておりますので、そういう意味合いでございます。

○副会長 了解しました。

○会長 ここにおける審議予定とは最終確認のことであると御理解くださいということですね。よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。なければ、これで議事は終わりましたので、マイクを事務局にお返しいたします。

○人権・男女共同参画課長 皆様、活発な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。また、会長、時間どおりに締めていただきましてありがとうございます。

直近の予定につきましては、先ほど栗本係長から御説明させていただいたとおりになります。また開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、令和5年度第1回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時29分閉会